

選択的夫婦別姓制度を導入することを求める会長声明

1 現行の制度では、民法750条及びこれを受けた戸籍法74条1号の両規定により、夫婦が称する姓を夫婦のいずれか一方に定めない限り婚姻届が受理されない。2021年（令和3年）6月23日付け最高裁判所大法廷決定の事案では、夫婦別姓を認めていない上記の規定が憲法24条や憲法14条に反するのではないか問題となった。

結論として、最高裁大法廷の多数意見は、2015年（平成27年）12月16日の大法廷判決を引用し、同判決以降にみられる諸事情を踏まえても判断を変更すべきとは認められないとして、両規定を合憲とした。

一方で、4名の裁判官は両規定について違憲と判断している。その意見や反対意見では、「生来の氏名に関する人格的利益」は憲法上保障されるべき個人の尊厳と両性の本質的平等に基づく権利であって、同姓の強制によるアイデンティティの喪失はその人格的利益を失わせるものであるとの指摘があり、また、現在の夫婦同姓制は、我が国が締結し、国会で批准され公布されて国内的効力を有している女性差別撤廃条約に反するものであり、同条約に基づく女性差別撤廃委員会から条約上の措置をとる義務を履行するように3度の正式勧告を受けていることや、同条約の加盟国で夫婦同姓を義務付けているのは我が国の他に見当たらないことなどが指摘されている。

これに加えて、今回合憲との判断をした裁判官のうち3名も、補足意見として、長期間使用してきた氏を婚姻の際に改める者の中にはアイデンティティの喪失感を抱く者や社会生活上の不利益を被る者がいることは2015年（平成27年）の大法廷判決でも指摘されており、選択的夫婦別姓制のほうが合理性を有するとする意見があることも理解できるとし、一般論として法制度の合理性に関わる事情の変化いかんによっては立法裁量の範囲を超えて憲法第24条に違反すると評価されるに至ることもあり得ると述べている。このように合計で7名の裁判官が、夫婦同姓に対する厳しい意見を述べているのである。

そして、上記多数意見も、「夫婦の氏についてどのような制度を採るのが立法政策として相当かという問題と、夫婦同氏制を定める現行法の規定が憲法24条に違反して無効であるか否かという憲法適合性の審査の問題とは、次元を異にするものである」とし、「制度の在り方は国会で論ぜられ判断すべき事柄にほかならないというべきである」として、国会での議論を求めている。また、上記補足意見では、「国会において、この問題をめぐる国民の様々な意見や社会の状況の変化等を十分に踏まえた真摯な議論がされることを期待する」とも述べられている。

る。

- 2 これまでに、法務大臣の諮問機関である法制審議会が1996年（平成8年）に答申した「民法の一部を改正する法律案要綱」には、選択的夫婦別姓制度の導入が提言され、この答申を受けた法務省は、1996年（平成8年）、2010年（平成22年）に改正法案の準備を行ったが、いずれも結果として法案は国会に提出されなかった。その後も国会では議論がされることなく現在を迎えている。国会は、最高裁大法廷が2015年（平成27年）、2021年（令和3年）と、国会の議論を求めていることを重く受け止め、民法及び戸籍法の改正に向けて議論を行うべきである。
- 3 当会は、2016年（平成28年）1月13日付けで「夫婦同氏強制及び再婚禁止期間についての最高裁判所大法廷判決を受けて民法における差別的規定の改正を求める会長声明」を発しているが、国に対し、改めて、民法750条、戸籍法74条1号を速やかに改正し、選択的夫婦別姓制度を導入することを求めるものである。

2021年（令和3年）8月6日

茨城県弁護士会
会長 木名瀬 修一